

相次ぐ大規模災害を乗り越えるための防災・減災対策について

西日本を中心に、200 人を超える多くの尊い人命が失われた平成 30 年 7 月豪雨災害や、梅雨前線等の影響により、四国・近畿・東海地方において線状降水帯が発生し、大きな被害をもたらした令和 5 年 6 月の豪雨、台風の上陸により鳥取県に大雨特別警報が発表され記録的な降雨となった令和 5 年 8 月の豪雨等、6 月から 8 月にかけて毎年のように中国地方を含む全国各地で甚大な被害が相次いでおり、治水対策、土砂災害対策をはじめとしたハード対策に加え、避難情報の伝達を含めたソフト対策など、防災・減災対策のなお一層の促進が求められている。

さらには、地球温暖化の影響などによる大規模災害の発生メカニズムが大きく変化していることを踏まえ、これまでの自然災害に対する常識を大きく転換し、来るべき災害に万全の備えを講じていかななくてはならない。

また、令和 6 年能登半島地震では、道路の寸断による人命救助や物資輸送の難航、耐震性の低い家屋の倒壊、避難所における生活環境の悪化や備蓄の不足など、様々な課題が顕在化している。

このため、中国地方各県も協力し、被災地の日も早い復旧・復興に向け、引き続き迅速な災害復旧を支援するとともに、これまでの災害や今後発生が想定される南海トラフ地震による大規模災害などを踏まえた防災・減災対策を推進し、しなやかで復元力の強い国土と安全・安心な地域を創り上げていく必要がある。

近年の度重なる豪雨災害を経験した中国地方としても、災害からの早期の復旧・復興や、今後想定される災害においても十分に機能する計画的なハード整備に加え、地域防災力の向上に係るソフト対策など、幅広い対策を推進する必要があることから、次の項目について、一層の取組を強く要望する。

1 能登半島地震を踏まえた防災・減災対策の強化

- (1) 能登半島地震では、大規模な斜面の崩落や地盤の隆起などにより、多くの箇所で道路が通行不能となり、孤立する地域へ陸路での対応が困難となった。また、海岸の大規模な隆起により多くの港湾施設が使用できなくなり、津波により船が座礁するなどの被害が発生し、海路での対応も限定された。

ついては、能登半島地震の対応を十分に検証し、陸路、海路、空路によるあらゆる手段を活用して、迅速な救助活動が行えるよう支援体制を強化するとともに、被災自治体が行う救助物資・人員の受入体制の整備等に

対する支援を充実・強化すること。

- (2) 津波が発生した場合、日本海側には、津波観測点が少ない地域が多く、被害情報を十分に入手できないため、迅速に被害状況を把握し、的確な救助活動を行なえるよう、津波観測点の増設を図ること。
- (3) 近畿・北陸以北の日本海における海域活断層の長期評価の早期公表及び日本海側の地震調査の推進を図ること。また、日本海側の津波の挙動メカニズム及び海底地形の調査など日本海側の津波研究を進めること。
- (4) 災害関連死を防ぐため、避難所の満たすべき基準を定めたスフィア基準も踏まえつつ避難所の在り方を見直すとともに、避難所の環境整備に係る自治体への財政支援を一層拡充すること。
- (5) 災害時に被災地へ派遣する職員が使用するキャンピングカー等の移動式活動拠点等やトイレカー、災害時でも利用できる衛星インターネットサービスの利用に必要な設備を国において確保し、発災時には迅速に被災地へ配備するとともに、自治体が導入する場合の財政支援を一層拡充すること。
- (6) 孤立が想定される集落に衛星携帯電話等の配備が進むよう、ランニングコストに係る自治体への財政支援を行うこと。
- (7) 各自治体が中長期的に財源の見通しを立てながら、避難所における生活環境の改善を計画的かつ着実に推進するため、緊急防災・減災事業債の延長や恒久化、地域の実情に応じて柔軟な対応が可能な総合交付金などの財政支援の充実を図ること。

2 激甚化する自然災害に備えた国土強靱化対策の継続と防災・減災対策の強化

- (1) 近年の気候変動の影響による気象災害の激甚化・頻発化や切迫する大規模地震、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラの老朽化が懸念される中、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(以下「5

か年加速化対策」)により、的確な防災・減災対策を講ずるとともに、当初予算を含めた別枠での配分や地方単独事業による防災インフラ整備に対する財政措置を含め、引き続き地方の要望を十分反映し、地方の実情に即した配分や財政措置の拡充等に配慮すること。

加えて、改正国土強靱化基本法に定める国土強靱化基本計画に基づき、5か年加速化対策完了後においても、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に国土強靱化を推進できるよう、国土強靱化実施中期計画の策定を令和6年度内の早期に完了させるとともに、物価高騰の状況を踏まえ、必要な予算・財源を通常予算とは別枠で、かつ、これまでを大きく上回る事業規模・期間で確保すること。

- (2) 気候変動の影響により激甚化・頻発化する気象災害に備え、流域治水の考え方を踏まえた治水事業予算を大幅に増額するとともに、集中豪雨による内水氾濫等にも対応した治水対策を早急に進めること。また、平成30年7月、令和2年7月豪雨に続き、令和3年8月の大雨でも氾濫が発生するなど、わずか3年余りの間に3度の浸水被害が多くのある地区で発生した江の川下流域など中国地方の拠点となる都市域を氾濫域に抱える国管理河川における治水対策についても、一層の推進を図ること。

3 大規模災害からの復旧・復興に向けた地方財源等の確保

- (1) 激甚災害制度による特別の財政支援について、より被災自治体の実情に即した制度とするため、標準税収入額に対する自治体負担額の下限基準を緩和し、当該緩和部分についても、被害規模に応じて段階的に補助率を嵩上げするなど、標準税収入額や被害規模の僅かな差で被災自治体への財政助成に大きな差が生じないようにすること。

また、局地激甚災害制度についても、公共土木施設等における標準税収入額50億円を超える自治体の指定基準及び農地等における災害復旧事業に要する経費の下限基準を見直すこと。

また、激甚災害制度については、全国各地で災害が頻発していることに鑑み、個別ごとの災害ではなく、一定期間における一連の災害についても評価し、最近の気象や災害の特徴に即した見直しを行うこと。

- (2) 本格的な復旧・復興には多くの時間と経費が必要と見込まれることか

ら、国庫補助の手厚い配分や補助率の嵩上げ、特別交付税の特例的な増額配分など、国において中長期的な財政支援を行うとともに、災害復旧及び災害関連事業予算の確保を行うこと。

(3) 災害復旧事業の実施にあたっては、同じ地域が短期間に続けて被害を受けていることから、原形復旧にとどまらず再度災害防止を目的とした改良復旧を行うことが必要であり、改良復旧事業の活用推進のため、条件となる被災規模や改良費の割合引上げ等の採択基準の緩和を行うこと。

(4) 中山間地域における特色ある農業生産活動が安全・安心に継続できるよう、農地災害における復旧限度額を引き上げるなど、被災農家の復旧費用負担軽減策を講ずること。

(5) 令和6年度末に期限を迎える「緊急浚渫推進事業」及び令和7年度末に期限を迎える「緊急防災・減災事業」、「防災・減災・国土強靱化緊急対策事業」、「緊急自然災害防止対策事業」を含めて、恒久化、対象事業の更なる拡大及び要件緩和など起債制度の拡充を含めた確実な財源措置等を行うとともに、地域の実情に応じた柔軟な対応を図ること。

加えて、重要インフラ対策に係る国庫補助採択基準の緩和等を図ること。

(6) 災害拠点病院のライフライン設備（非常用自家発電設備、受水槽、給水設備、燃料タンク）整備に対する国庫補助制度について、各病院の設備強化が円滑かつ早期に進むよう補助率の嵩上げ等も含め必要な措置を講ずること。

特に、膨大な容量が必要となる受水槽については、新たな土地の取得や賃借に係る費用に特段の財政措置を講ずること。

(7) 「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」を踏まえ、防災重点農業用ため池に対する補強や廃止等の防災工事に加えハザードマップ作成や遠隔監視装置導入等による避難体制の構築、ため池の診断及び監視・保全活動など地方が行う防災・減災対策の取組に必要となる予算の確保と支援策の充実を図ること。また、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づく地方公共団体の事務が円滑に進むよう必要となる経費に配慮するとともに、ため池の管理者が適切な管理ができるよう管理負担の軽減策を検討すること。

加えて、近年、激甚化・頻発化する豪雨により、雨水だけでなく土砂や流木を含んだ大量の泥土の流入によるため池の埋没など、通常の手理や防災工事など既存のため池対策だけでは対応できない被害が発生している状況を踏まえ、ため池に係る新たな防災対策を検討すること。

- (8) 被災地に関する誤った情報の拡散が観光地や農産物のイメージを低下させることから、風評の払拭やイメージの早期回復に向けた地元自治体の取組に対し、国としても情報発信や財政支援など必要な措置を講ずること。

4 住民の主体的な避難を促す取組の推進

- (1) 住民に災害から命を守るための主体的な行動を促すため、実際の住民の危険回避行動につながる避難スイッチやマイ・タイムラインの普及などの取組を国として強化するほか、地方自治体の取組への支援制度を創設し、継続的な支援を行うこと。

また、土砂災害警戒情報等の気象情報や市町村長が発令する避難情報などが、真に住民の適切な行動に確実につながるよう国においてもあらゆる広報手段を活用して分かりやすく周知すること。

さらに、今般の「デジタル改革関連法」成立により地方公共団体の個人情報保護制度の全国的な共通ルールを国が定めることになることから、平時からの避難行動要支援者名簿の更新や避難行動要支援者ごとの避難支援等を予め定める「個別避難計画」の作成が円滑に進むよう、必要となる個人情報等の提供や共有について詳細な制度設計とするとともに、技術的支援を行うこと。

- (2) 市町村が行う指定緊急避難場所・指定避難所をはじめとする避難所等の確保・整備・開設・運営に要する経費について、継続的な財政支援制度を創設すること。

また、自主防災組織の結成及び活動活性化や、地域住民が主体となった地区防災計画及び個別避難計画の作成について、継続的な人的・財政的支援制度を創設すること。

さらに、新興感染症などの感染拡大時に、大規模な自然災害によって避難所への避難が必要となった場合においても、避難者が安全に過ごせる

よう、マスクや間仕切りの調達・備蓄等、避難所における感染防止対策の充実について、市町村が実施する対策への技術的、財政的支援を講ずること。

併せて、感染症流行時の避難所確保のため、国は避難所としてホテル等の活用を促しているが、ホテル等民間施設を臨時の避難所として確保するための費用に対する支援をより一層拡充すること。加えて避難所として市町村が確保する場合に、ホテル等への避難者の受け入れに関する考え方を明確に示すこと。

- (3) 学校など避難所としての役割を担う施設については、バリアフリー化などの機能整備に加え、クーラーの設置やトイレの多目的・洋式化などの環境整備のための財政支援をより一層拡充すること。

5 総合的な治水・土砂災害対策の推進

- (1) 平成 30 年 7 月豪雨災害をはじめ、今年度も 7 月の島根県における豪雨災害など、毎年のように災害が発生しており、特に中小河川において多くの箇所では越水や堤防の決壊、土砂・流木の流出による被害が発生していることを踏まえ、堤防の整備、河道掘削などの治水対策と、砂防えん堤や急傾斜地崩壊防止施設の整備などの土砂災害対策を迅速かつ強力に推進するとともに、これらに必要な財政措置を講ずること。また、既存ダムของ洪水調節機能の強化にあたっては、利害者との合意形成を前提とし、ダムの構造や管理体制などの実態を踏まえながら進めるとともに、施設整備や管理者負担の軽減などの支援策についても検討すること。
- (2) 近年の多発する豪雨によって、甚大な土砂災害、山地災害を被った箇所では、地盤の緩み等により、より少ない降雨で土砂災害が発生する懸念があり、早期に災害の再発防止措置を講ずる必要があるため、被災地で現在進めている砂防・治山事業などの再度災害防止対策を早期に完了し、安全性が向上するよう特段の配慮をすること。
- (3) 気候変動により激甚化・頻発化する豪雨に対応するため、流域全体であらゆる関係者が協働して対策を行う「流域治水」の積極的な推進に向けて、引き続き、関係省庁間における連携強化や支援制度の充実などを進めるとともに、多様な主体による様々な対策の実施効果を定量的に評価す

る手法を構築すること。併せて、住民や企業などが自らの水災害リスクを認識し、自分事として捉え、流域治水につながる活動が一層進むよう必要な支援策を検討すること。

- (4) 平成30年7月豪雨など、中国地方においても災害ハザードエリアおよびその周辺で人的被害が発生していることから、災害ハザードエリアに対する都市計画制度による土地利用規制の手法として、市街化区域から市街化調整区域への編入や地区計画等を活用した取組を推進するため、都市計画制度による土地利用規制について、他の防災対策と併せた紹介を行うなど、住民の認知度向上や機運醸成に取り組むこと。

併せて、これら都市計画の取組に必要な費用を、国の支援メニューの対象とすること。

6 道路・港湾・空港・上下水道施設等の防災対策の推進

大規模災害時の被災者支援や復旧資材の輸送を迅速かつ確実に行うために必要不可欠な道路、港湾、空港等の交通インフラや、住民生活や社会経済活動に重要なライフラインである上下水道施設について、耐震化や土砂災害等防止対策、被災後の早期復旧を推進する地方の取組を支援すること。

特に、令和6年度末に法期限を迎える半島振興法を延長し、道路・港湾施設・上下水道施設の整備や住宅の耐震化、避難所の防災設備の整備や通信機能の耐災害性の強化、漁港施設・共同利用施設の整備などに対する財政措置を強化すること。

また、令和6年1月の能登半島地震や、同年7月の島根県での大雨被害等を踏まえ、半島における地震災害への対応力を強化するために実施する半島海岸部から主要道路へアクセスする避難路としての県道・市道の新設・改良事業において、緊急防災・減災事業債が発行できるよう、対象事業を拡大すること。

併せて、水道については、能登半島地震において、大規模な断水被害が発生し、復旧に長期間を要するなどの課題が浮き彫りになる中、今後発生が想定される南海トラフ地震などの大規模地震に備え、水道施設の計画的な耐震化が急務であることから、耐震化対策における要件緩和等、国庫補助制度による財政措置の拡充を早急に行うこと。

7 持続可能なまちづくりに向けた住宅・建築物の耐震化を促す支援の拡充

災害応急対策の拠点となる庁舎や避難所となる学校等の施設、不特定多数の者が利用する大規模施設、また、住宅や社会福祉施設等の耐震化を加速させること。

特に、住宅の耐震化促進、災害リスクの低い地域への居住誘導の観点から、国の補助制度（総合支援メニュー）について、耐震改修や現地建替に加え、非現地建替や除却のみのケースも対象とすること。

8 社会資本の適正な維持管理の推進

国民の貴重な財産である社会資本を次世代に確実に引き継ぐため、既存施設の維持管理・修繕・更新を適切かつ確実に進めることができるよう、補助及び交付金制度の要件緩和や国費率の嵩上げ、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債等の対象事業の拡大など、地方等への財政支援の拡充により社会資本の適正な維持管理を推進・強化する地方の取組を支援するとともに、確実な財源確保を行い、その配分に当たっては、地方の要望を十分反映し地方の実情に即したものとすること。

また、維持管理・修繕・更新に関する技術開発の推進や技術者の育成など、社会資本の老朽化対策を着実に推進すること。

さらに、道路の落石対策等の安全確保対策に積極的な支援を行うこと。

併せて、下水道については、今後、標準耐用年数を経過する施設が急激に増え、改築費が増加する見込みである。下水道施設は極めて公共性が高い役割を担っていること等を踏まえ、引き続き、老朽化対策への国庫補助制度による財政措置を確実に継続すること。

9 サプライチェーンの複線化に向けた支援

災害等によりサプライチェーンが毀損した企業はもとより、その他の企業においても、新たな取引先の確保などサプライチェーンの複線化・再構築に向けた取組や、BCPの策定等を行う取組に対し、更なる支援を行うこと。

10 災害応急体制への支援

- (1) 近年の気候変動に伴う自然災害の増加の実態を踏まえ、今後起こりうる災害への対処能力を高め、災害警備活動を強化するため、必要な装備資機材の整備充実を図ること。
- (2) 消防防災ヘリコプターの運航体制を強化し、二人操縦士体制による安全運航が求められているが、操縦士が不足しており確保が困難な状況であるため、国においても航空業界等に対して積極的に操縦士の増員を働き掛けるなど、技量・経験のある操縦士の育成・確保の対策を講ずるとともに、地方自治体において二人操縦士体制を構築するための継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- (3) 災害時における支援物資の物流については、令和2年度から物資調達・輸送調整等支援システムの運用が開始されるなど機能強化が図られているところではあるが、広域物資拠点の確保及び運用について、より迅速な対応が図られるよう財政面等での支援の拡充等を行うこと。

11 大規模災害時における広域支援・受援体制と被災地支援方策の確立

- (1) 「応急対策職員派遣制度」に係る対口支援や災害マネジメント総括支援員の派遣等について、平成30年7月豪雨災害や令和6年能登半島地震における運用実績を踏まえ、広域応援・受援体制の更なる充実を図ること。

また、「復旧・復興支援技術職員派遣制度」について、被災地においては、被災者への福祉・保健分野でのきめ細かな支援を行うために、保健師等の専門職員も必要と見込まれることから、全国知事会、全国市長会、全国町村会と連携し、被災県及び被災市町村が必要とする専門職員を中長期的に派遣するために必要な措置を拡充すること。

さらに、応援職員については、災害対策基本法等により、その費用は原則被災団体の負担となっていることから、被災団体への特別交付税措置を行うなど、職員派遣や受入などに要した経費について、応援・受援団体双方に負担が生じないよう必要な措置を講ずること。

- (2) 大規模災害時における被災地の支援については、国・自治体・民間事

業者等の基本的な役割分担に基づき、連携して迅速かつ的確に実施することができるよう、国において制度を検討・創設すること。特に、被災者一人ひとりに寄り添い、個々の事情に応じた生活復興プランを地域のNPO法人や専門家（弁護士、建築士、ファイナンシャルプランナー等）等と協力して策定し、専門家等によるチームで支援を行う「災害ケースマネジメント」が、被災者の生活復興に大きな効果があることから、この支援について国において制度化すること。

（３）大規模災害時における保健医療福祉対策については、被災県単独での対応には限界があることから、国・他県・全国団体等からの支援がスムーズに受けられ、支援ニーズの把握・分析等と現場への指揮・調整等が速やかかつ効率的に機能するよう、最新の事例を踏まえた有効な対策等について情報提供すること。

（４）迅速な医療支援が行えるよう災害派遣医療チーム（DMAT）や災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の養成に係る人件費や資機材整備費など必要な経費について財政措置を講ずるとともに、離島・半島地域等の医療資源が脆弱な地域において、DMAT等による災害初動時の支援が終了した後も被災地の医療体制に支障が生じることのないよう、継続的な支援体制を構築すること。

12 防災DXの推進による災害対応の高度化への支援

（１）大規模災害時など県域を越えた災害への対応にあたっては、迅速、円滑な広域支援を実現するため、都道府県間で被害等の情報を共有する必要があるが、中国地方においては複数県で防災情報システムの共同運用を行うこととしているが、既存の財政支援施策はハード整備を伴うシステム整備のみが対象となっている。クラウド利用などによるソフトウェアのみの防災DX推進に対しても財政支援施策を講ずること。

（２）大規模災害時における被災者の救助、支援においては、県、市町村だけでなく、国や自衛隊などの機関との情報共有が必要であることは、能登半島地震でも改めて認識されたところである。については、国や自衛隊などの機関が保有する被災者関係情報・データなどの災害情報を県や市

町村にも迅速、円滑に共有される措置を講ずること。

13 被災者に対する支援制度の拡充

- (1) 被災した児童生徒の心身の手厚いケアや児童生徒のおかれた環境の改善、また学習支援等のため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置拡充や学習サポート等を行う教育活動支援員等の配置、心理検査の実施について、補助率の嵩上げ等財政支援を拡充すること。

また、被災により就学や通学が困難となった児童生徒が安心して学校に通えるよう、学用品費等の支給や奨学金の貸与、通学手段の変更を余儀なくされた生徒に対する通学費の補助、学校法人等による授業料等の軽減などに対し、より一層の財政措置を講ずること。

- (2) 令和3年7月、8月の豪雨災害では、令和2年7月豪雨、平成30年7月豪雨の被災者が、3年余りで3度もの被災に至っている状況を踏まえ、短期間に何度も被災する場合の生活再建は困難を極めることから、被災者支援にあたっては既存の支援制度において別枠での支援を検討する等、特段の配慮をすること。

- (3) 被災者の生活再建や被災住宅の復旧を迅速に進めるため、被災者生活再建支援制度の支援対象の拡大を図るとともに、災害救助法の基準の見直しや柔軟な運用を行うこと。

このうち、被災者生活再建支援制度について、一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、同制度に基づく救済が被災者に平等に行われるよう、全ての被災区域を支援の対象とすること。加えて、支援の対象を半壊まで拡大すること。

- (4) 国民に対して民間保険の活用を促す観点から、火災保険の特約である水害補償の保険料について、地震保険料控除制度と同様に、所得税・住民税の所得控除の対象とすること。

14 盛土等に伴う災害の防止に関する取組の推進

- (1) 宅地造成及び特定盛土等規制法の基礎調査について、調査の実施や指定

に係る地元市町村との調整など、地方自治体の果たす役割が大きく事務負担の増加が懸念されるため、必要となる予算の措置や技術的な支援、隣接県との調整等について、国の責任において確実にを行うこと。さらに、盛土情報や全国の規制区域等のネットワークシステムを構築すること。

(2) 盛土等に関する工事等の許可について、相談体制の強化や事例を共有する仕組みの構築など、国も積極的に関与し支援するとともに、制度執行において混乱が生じないように、基準や許可等の運用の明確化及び円滑化に資する措置や、広く国民に対して十分な制度の周知、普及啓発に率先して努めること。

(3) 盛土等に関する工事等について、新たに中間検査・完了検査等の事務が増加するため、円滑に業務が遂行できるようオンラインシステムの構築や外部委託による検査等も含め措置を講ずること。

15 大規模災害に備えた「防災庁」の創設

令和6年能登半島地震では甚大な被害が発生し、また近年、自然災害が激甚化・頻発化している。南海トラフ地震、首都直下地震などの国難レベルの災害に備え、発災時には、国、自治体をはじめ関係機関等を統括し、より迅速かつ総合的、効果的な災害対応を行うため、事前防災から復旧・復興までの一連の災害対策を担う専門性を有した防災庁を創設するなど強力な体制整備を図ること。

令和6年11月19日

中国地方知事会

鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県知事	丸	山	達	也
岡山県知事	伊	原	木	隆
広島県知事	湯	崎	英	彦
山口県知事	村	岡	嗣	政